

○河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会設置条例

令和元年7月1日

条例第5号

(設置)

第1条 河内長野市における国際化及び多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくため策定する河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの方向性等を検討することを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、河内長野市国際化・多文化共生ビジョンに関する事項について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の関係者
- (3) 外国人住民(本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に外国人住民として記載されている者及び帰化によって日本の国籍を取得した者で、かつ、本市に居住し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。)

(4) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、公募するものとする。

- 4 委員の任期は、委嘱の日から河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、河内長野市国際化・多文化共生ビジョンを策定した日限り、その効力を失う。